

昭和六十三年総理府令第四十七号

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

核原料物質 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第五

十六条の七第一項及び第二項、第五十一条の八第一項及び第二項第二号、第五十二条の九第一項、

第二項及び第四項、第五十二条の十八第二項、第五十二条の二十第一項、第六十四条第一項、第六十五条

第一項及び第三項並びに第六十六条第一項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第十三条の七第二項、第十三条の十、第十三条の

十二及び第二十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、核燃料物質又

は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則を次のように定める。

(定義)

**第一条** この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

**一 放射線**とは、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第五号に規定する放

射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然

放射線以外のものをいう。

**二 放射性廃棄物**とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)で廃棄しようとするものをいう。

**三 管理区域**とは、廃棄物管理施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線

量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に

含まれている放射性物質を除く。以下同じ。)の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超えて、

又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める

密度を超えるおそれのあるものをいう。

**四 周辺監視区域**とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所に

おいてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないもの

をいう。

**五 放射線業務従事者**とは、廃棄物管理施設の保全、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務

に従事する者であつて、管理区域に立ち入るもの

をいう。

**六 保安活動**とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。)第二

条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

**七 品質マネジメントシステム**とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

**八 廃止措置対象施設**とは、法第五十二条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画(同

条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に係る廃止措置の対象となる廃棄物管理施設をい

う。

**九 設計想定事象**とは、次に掲げる事象であつて、廃棄物管理施設の設計において発生を想定しているものをいう。

**イ 自然現象**

ロ 廃棄物管理施設を設置する事業所内又はその周辺における廃棄物管理施設の安全性を損な

わせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)

ハ 廃棄物管理施設内における火災その他の廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となる

おそれがある事象

(廃棄物管理の事業の許可の申請)

**第二条** 法第五十二条の二第三項の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載すること。

二 法第五十二条の二第三項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 廃棄物管理施設の位置

イ 廃棄物の面積及び形状

イ 廃棄物管理施設の位置

イ 放射線の遮蔽に関する構造

イ 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造

イ 火災及び爆発の防止に関する構造

イ 耐震構造

イ 原子力規制委員会規則第三十一号第七条に規定する津波に対して廃棄物管理施設の安

全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

イ その他の主要な構造

イ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備

イ 处理施設

イ 構造

イ 主要な設備及び機器の種類

イ 处理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力

イ 排気口及び排水口の位置

イ 構造

イ 主要な設備及び機器の種類

イ 管理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大管理能力

イ 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力

イ 構造

ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備

ト 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類

ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備



二 業年度における資金計画及び事業の収支見積り ホ 事項	二 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事 イ 変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による廃棄物管理の方法 ロ 変更に係る主たる技術者の履歴
(1) 管理施設	ハ その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関することを明らかにする事項
(2) 放射性廃棄物の受入施設	イ 変更に係る廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
ハ 変更に係る廃棄物管理の技術的能力に関する事項	四 変更に係る廃棄物管理施設の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五 変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）	五 変更後における廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
六 変更後における核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書	六 変更後における廃棄物管理施設の場所における核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
七 変更後における廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書	七 変更後における廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八 変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	八 変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	九 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
十 (設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)	十 (設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)
十一 第三条の二 法第五十一条の七第一項の原子力規制委員会規則で定める工事（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。	十一 第三条の二 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画に係る工事（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。
十二 法第五十一条の七第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他の特定廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。	十二 法第五十一条の七第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他の特定廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。
十三 法第五十一条の七第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。（設計及び工事の計画の認可の申請）	十三 法第五十一条の七第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。（設計及び工事の計画の認可の申請）
十四 第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次条第一項第三号に掲げる事項を記載した申請書に提出しなければならない。	十四 第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次条第一項第三号に掲げる事項を記載した申請書に提出しなければならない。
十五 第五条 法第五十一条の七第五項に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	十五 第五条 法第五十一条の七第五項に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
十六 第六条 法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	十六 第六条 法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
十七 第七条 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。	十七 第七条 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
十八 第八条 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。	十八 第八条 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
十九 第九条 (使用前事業者検査の実施)	十九 第九条 (使用前事業者検査の実施)
二十 第十条 第六条の二 使用前事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次に掲げる方法により行うものとする。	二十 第十条 第六条の二 使用前事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次に掲げる方法により行うものとする。
二十一 第十二条 構造、強度及び漏えいを確認するため十分な方法	二十一 第十二条 構造、強度及び漏えいを確認するため十分な方法
二十二 第十三条 機能及び性能を確認するために十分な方法	二十二 第十三条 機能及び性能を確認するために十分な方法

二 放射線管理施設  
ホ その他廃棄物管理設備の附属施設

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 特定廃棄物管理施設の変更の場合につては、変更の理由  
前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類添付しなければならない。

三 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。  
第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

四 第二項の申請

五 第五条  
法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 工事を行う事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法  
四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム  
六 変更の理由  
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類  
三 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。  
(設計及び工事の計画の届出)

四 第六条  
法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 変更に係る特定廃棄物管理施設の概要  
三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号  
四 変更の内容

五 変更の理由  
二 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。  
(使用前事業者検査の実施)

三 第七条  
第一項の届出書の提出部数は、正本一通とする。  
(使用前事業者検査の実施)

四 第八条  
前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

五 第九条  
第一項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

六

三	その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するためには十分な方法
2	使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。
第六条の三	使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
一	検査年月日
二	検査の対象
三	検査の方法
四	検査の結果
五	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
六	検査の実施に係る組織
七	検査の実施に係る工程管理
八	検査の実施に係る工程管理
九	検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十	検査記録の管理に関する事項
十一	検査に係る教育訓練に関する事項
十二	使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。
（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）	
第六条の四	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する廃棄物管理事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。
第七条	（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二	特定廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地
三	申請に係る特定廃棄物管理施設の概要
四	法第五十二条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
五	使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所
六	申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期
七	特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにおける使用の期間及び方法
八	前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
一	工事の工程
二	前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
三	第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
四	前項第七号の特別の理由があるときにおける使用の期間及び方法
五	第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
六	第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。
第七条	（使用前確認を要しない場合）
第八条	法第五十二条の八第三項ただし書きの原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一	特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
二	前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合
三	特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
四	特定廃棄物管理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合
五	特定廃棄物管理施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合
第九条	削除
	（使用前確認証）
第十一条	原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第七条の規定による申請に係る特定廃棄物管理施設が法第五十一条の八第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。
	（廃止措置中の特定廃棄物管理施設の維持）
第十二条	法第五十二条の九ただし書きの原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第三十五条の五の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十二条の九本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。
	（定期事業者検査の実施時期）
第十三条	定期事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、特定廃棄物管理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに実行するものとする。ただし、特定廃棄物管理施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。
2	前項の判定期間は、原子力規制検査において、特定廃棄物管理施設（当該特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。
一	次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの
二	定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの
三	次のいずれかに掲げるもの
イ	計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフーリンジャーであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて特定廃棄物管理施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの
ロ	特定廃棄物管理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

- 4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。
- 一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地
- 三 最近の定期事業者検査が終了した年月日
- 四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由
- 5 前項の申請書には、申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
- 6 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。  
(定期事業者検査の実施)
- 第十三条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するため十分な方法
- 二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
- 一 特定廃棄物管理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
- 二 特定廃棄物管理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
- 三 特定廃棄物管理施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該特定廃棄物管理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
- 4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
- 6 定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。  
(定期事業者検査の記録)
- 第十四条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行つた者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理

- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 第十五条 法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、廃止措置対象施設に第三十五条の五の二第九号の性能維持施設が存在するものとする。
- (廃止措置中において定期事業者検査をする場合)
- 第十六条 法第五十一条の十第三項の原子力規制委員会規則で定めるとき(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、定期事業者検査(第十二条第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。
- 2 法第五十一条の十第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにつれては遅滞なく、前項に規定するときにつけては検査開始予定日の一ヶ月前まで(第十三条第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」という。)を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。)をした場合は三月前まで)に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地
- 三 検査の対象及び方法並びに期日
- 四 検査の実績又は予定の概要
- 3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
- 二 特定廃棄物管理施設及び第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標
- 三 第二十九条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
- イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第二十九条第一項第四号ロ 特定廃棄物管理施設の工事の方法及び時期  
イにおいて同じ。)及び期間
- ハ 特定廃棄物管理施設の点検、検査等(以下この号及び第二十九条第一項第四号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期
- 二 特定廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 四 第十三条第二項に規定する判定する方法に関すること(一定の期間を含む。)
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行つた場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があつた場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 八 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

## 第十六条の二から第二十二条まで 削除

(合併及び分割の認可の申請)

第二十三条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合については、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 廃棄物管理の事業に係る事業所の名称及び所在地

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

七 廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

八 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸收分割により廃棄物管理の事業を承継する法人が現に廃棄物管理条例者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五 前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人の合併の日又は分割により廃棄物管理条例の事業の全部を承継する法人の分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度における廃棄物

七 管理の事業の資金計画及び事業の収支見積り

八 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(変更等の届出)

二十四条 法第五十一条の五第二項、第五十一条の七第四項及び第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(許可の取消し)

二十五条 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)

二十六条 法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表下欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならぬ。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 廃棄物管理施設の施設管理（第二十九条第一項に規定するものに限る。）をいう。以下この表において同じ。）に係る記録	確認の都度	同一事項に関する次の確認する年間

口 第二十九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及び施設管理の実施の都度

その担当者の氏名

の期間

施設管理を実施した廃棄物

管理施設の解体又は廃棄を

した後五年が経過するまでの期間

評価を実施した廃棄物管理

施設の施設管理方針、施設

管理目標又は施設管理実施

計画の改定までの期間

二 放射線管理記録

イ 廃棄物管理設備本体（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側。ただし、法第五十一条の二十二第五第二項の認可を受けた場合にあつては毎週一回とする。

ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度

壁における線量当量率

ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る一週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の一週間に

いての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を廃棄物管理条例者に書面で申し出た者を除く。の放射線業務従事者の四月一日、一回、三月間の

七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並び線量にあつては

の平均濃度については三月ごとに一回



(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果	調査の都度	調査の都度	調査の都度
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	その都度	その都度	その都度
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果	年間	年間	年間
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果	事業所から搬出された後十	事業所から搬出された後十	事業所から搬出された後十
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果	年間	年間	年間
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果	事業所から搬出された後十	事業所から搬出された後十	事業所から搬出された後十
(7) 放射能濃度の測定結果	年間	年間	年間
(8) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行つた結果	年間	年間	年間
(9) 放射能濃度の測定結果	年間	年間	年間
(10) 测定又は評価の実施結果	年間	年間	年間
(11) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行つた結果	年間	年間	年間
(12) 放射能濃度の測定結果	年間	年間	年間
(13) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行つた結果	年間	年間	年間
(14) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行つた結果	年間	年間	年間
(15) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	年間	年間	年間
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行つた結果に係る記録	事業所から搬出された後十	事業所から搬出された後十	事業所から搬出された後十

2 前項に規定する記録事項について直接測定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。

当該事項を間接

十一 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録

イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録

(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果

(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量

(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果

(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果

(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果

(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果

(7) 放射能濃度の測定結果

(8) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行つた結果

(9) 放射能濃度の測定結果

(10) 测定又は評価の実施結果

(11) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行つた結果

(12) 放射能濃度の測定結果

(13) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行つた結果

(14) 测定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行つた結果

(15) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目

ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行つた結果に係る記録

3 第二十六条の一 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他）の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。（以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

4 第二十六条の二 第二十六条の二 法第五十一条の十五に規定する記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において廃棄物管理事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

5 第二十六条の三 第二十六条の三 法第五十一条の五第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

6 廃棄物管理事業者は、第一項の表第二号三から八までの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第二十六条の四 第二十六条の四 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。（電磁的方法による保存）

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。

3 第二十六条の五 第二十六条の五 第二十六条の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。（品質マネジメントシステム）

第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

（管理区域への立入制限等）

第二十七条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を探らなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにするこ

と。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度

限度の十分の一を超えないようになるとすること。

二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

## (線量等に関する措置)

トへの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第一項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

## 第二十八条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理条例事業者は、放射線業務従事者の

線量等に関し、次の各号に掲げる措置を探らなければならない。

## 一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

## 二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限

度を超えないようにすること。

## 三 前項の規定にかかわらず、廃棄物管理条例事業者に書面で申し出た者に限る。)をその線量

が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期

間、緊急作業に従事させることができる。

前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件の

いざれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊

急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理条例事業者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合には、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第

百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防

災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

## （廃棄物管理条例施設の施設管理）

## 第二十九条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理条例事業者は、廃棄物管理条例施設の保

全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）

に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 廃棄物管理条例施設が法第五十五条の第二項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ

によるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持す

るため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めるこ

と。ただし、法第五十五条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十五条の二十五第二項若しくは同条第三項において

読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載さ

れた第三十五条の五の二第九号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標

（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、廃棄物管理

施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項におい

て「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項

において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 廃棄物管理条例施設の設計及び工事に関すること。

ハ 廃棄物管理条例施設の巡視（廃棄物管理条例施設の保全のために実施するものに限る。）に関する

こと。

ニ 廃棄物管理条例施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理条例施設の操作中及び操作停

止中の区別を含む（法第五十五条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。））に関する

こと。

ホ 廃棄物管理条例施設の設計、工事、巡視及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関するこ

と。四 前号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における廃棄物管理条例施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

## トへの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第一項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

## チ 廃棄物管理条例施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管

理実施計画に反映すること。

七 廃棄物管理条例施設の操作を相当期間停止する場合その他廃棄物管理条例がその施設管理を行う

観点から特別な状態にある場合においては、当該廃棄物管理条例施設の状態に応じて、前各号に掲

げる措置について特別な措置を講ずること。

八 廃棄物管理条例事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したと

き又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定に

より定められた施設管理方針に反映させなければならない。

## （廃棄物管理条例施設の経年劣化に関する技術的な評価）

## 第二十九条の二 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理条例事業者は、廃棄物管理条例

施設の保全に關し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的

な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該廃棄物管理条例施設についての施

設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物

に關し、廃棄物管理条例施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限り

でない。

九 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十

年間に実施すべき当該廃棄物管理条例についての施設管理に関する方針を策定しなければならな

い。

十 廃棄物管理条例事業者は、前二項の評価を行ったために設定した条件又は評価方法を変更する場合

は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第三十四条第一項第十五号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

十一 前項第十五号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

十二 前項の規定は、法第五十五条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

## （設計想定事象に係る廃棄物管理条例施設の保全に関する措置）

第三十条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理条例事業者は、設計想定事象に関し

て、法第五十五条の二第一項又は第五十五条の五第一項の許可を受けたところ（法第五十五条の二十五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる廃

棄物管理条例施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象に係る廃棄物管理条例施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（廃棄

物管理条例施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、

当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

二 設計想定事象の発生時における廃棄物管理条例施設の必要な機能を維持するための活動を行う要

員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三 設計想定事象の発生時における廃棄物管理条例施設の必要な機能を維持するための活動を行った

ために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における廃棄物管理条例施設の必要な機能を

維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(廃棄物管理設備の操作)

**第三十一条** 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる廃棄物管理設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 廃棄物管理設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。

二 廃棄物管理設備の通常の操作（廃棄物管理施設において計画的に行われる操作をいう。）を行ふために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ 操作員その他の従業者が廃棄物管理設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

三 非常の場合に講すべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

四 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講すべき処置等を確認の上これを行わせること。

五 廃棄物管理設備の操作の訓練のために操作を行ふ場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。

六 廃棄物管理設備本体で行うこと。

七 廃棄物管理施設の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示すること。

八 廃棄物管理施設に立ち入る場合は、その廃棄物管理施設の管理に従事する者以外の者が運搬する場合に講ずべき措置を講じ、運搬物管理施設の管理に従事する者の指示に従わせること。

九 廃棄物は、その冷却について必要な措置を講ずること。

（事業所において行われる運搬）  
第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにすること。

七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

八 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

前項の場合において、特別の理由により同項第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

三 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

四 廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に關し、核燃料物質等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年運輸省令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄物）  
第三十三条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に當たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 气体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃気槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

二 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

- 六 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中ににおける放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- 八 容器の蓋が容易に外れないものであること。
- 八 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固体化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。
- 八 容器の蓋が容易に外れないものであること。
- 九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。
- イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる場合に封入されること。
- ロ 放射性廃棄物を示す標識を付け、及び理番号を表示すること。
- ハ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。
- 十 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。
- ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- ハ 口の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 十一 前号ロ又はハの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
- 十二 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、第十号ロの方法による廃棄について準用する。
- 十三 第九号ハの規定は、第十号ハの方法による廃棄について準用する。
- （廃棄物管理施設の定期的な評価）
- 第三十三条の二 法第五十二条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。
- 二 前項の規定は、法第五十二条の二十五第一項の認可を受けた場合は適用しない。
- （防護措置）
- 第三十三条の三 法第五十二条の十六第四項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならぬ。

一 照射されていない次に掲げる物質	ウラン一二三三の量が二キログラム以上のもの
二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質である。
三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの
四 照射されていない次に掲げる物質	ウラン一二三三の量が五百グラムを超えて一千グラム以上のもの
五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質である。
六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除く。）	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一千グラムを超えて五千グラム未満のもの
七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一千グラムを超えて五千グラム未満のもの
八 照射されていない次に掲げる物質	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一千グラムを超えて五千グラム未満のもの
九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が五千グラム以上のもの
十 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が五千グラム以上のもの
十一 前号ロ又はハの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。	ウラン一二三三の量が五千グラム以上のもの
十二 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、第十号ロの方法による廃棄について準用する。	ウラン一二三三の量が五千グラム未満のもの
十三 第九号ハの規定は、第十号ハの方法による廃棄について準用する。	ウラン一二三三の量が五千グラム未満のもの
（廃棄物管理施設の定期的な評価）	ウラン一二三三の量が五千グラム未満のもの
第三十三条の二 法第五十二条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次に掲げる措置を講じなければならない。	ウラン一二三三の量が五千グラム未満のもの
一 廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。	ウラン一二三三の量が五千グラム未満のもの
二 前項の規定は、法第五十二条の二十五第一項の認可を受けた場合は適用しない。	ウラン一二三三の量が五千グラム未満のもの
（防護措置）	ウラン一二三三の量が五千グラム未満のもの
第三十三条の三 法第五十二条の十六第四項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならぬ。	ウラン一二三三の量が五千グラム未満のもの

次項に

<p>ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は一以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超える五百グラム以下のもの</p> <p>九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十三号に掲げるものを除く。）</p> <p>十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）</p> <p>十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）</p> <p>十二 第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）</p> <p>十三 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>十四 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。</p> <p>二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。</p> <p>三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入り制限区域」という。）を定め、当該立入り制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。</p> <p>四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入り制限区域を巡回させること。</p> <p>五 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。</p>
---	---

<p>六 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に立ち入れることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入り制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車されること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>八 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。</p> <p>イ 特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう点検を行うこと。</p> <p>ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域内から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。</p> <p>ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。</p> <p>九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。</p> <p>ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。</p> <p>(2) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。</p> <p>(3) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。</p> <p>ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。</p> <p>二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。</p> <p>イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。</p>
---

十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠すること。

イ 鍵及び錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 廃棄物管理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（第三十五条の二第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する口 檻等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 口 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようとする。

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上

の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

ホ 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者

を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二 見張人の詰所が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間ににおける連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

二 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

ホ 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十九 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十一 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

チ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ト ホ 第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の事業所内の運搬に関する詳細な事項

ト ホ 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ ホ 第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行おうおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

（1） 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行おうおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する知識

犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

（2） 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

（3） あらかじめ、対象者に對し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者との同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行おうおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に對し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。



- 六 廃棄物管理施設の操作に関する事項（あつて、次に掲げるもの）
- イ 廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関する事項
  - ロ 廃棄物管理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項
  - ハ 異状があつた場合の措置に関する事項（第十二号に掲げるものを除く。）
  - 七 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事項
  - 八 排気監視設備及び排水監視設備に関する事項
  - 九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事項。
  - 十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項
  - 十一 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関する事項。
  - 十二 非常の場合に講ずべき処置に関する事項。
  - 十三 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関する事項。
  - 十四 廃棄物管理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事項。
  - 十五 廃棄物管理施設の施設管理に関する事項（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事項並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事項及び長期施設管理方針を含む。）
  - 十六 廃棄物管理施設の定期的な評価に関する事項。
  - 十七 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者のとの共有に関する事項。
  - 十八 不適合（品質管理基準規則第一条第二項第一号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項。
  - 十九 その他廃棄物管理施設に係る保安に関する必要な事項
  - 二十 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められてゐる廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
  - 二十一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。
  - 二十二 品質マネジメントシステムに関する事項（手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項を含む。）
  - 二十三 廃棄物に係る品質マネジメントシステムに関する事項（手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項を含む。）
  - 二十四 廃棄物取扱主任者の職務及び組織に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
  - 二十五 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行つて必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事項。
  - 二十六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事項（次に掲げるものを除く。）
  - 二十七 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する事項
  - 二十八 保安教育の内容に関する事項であつて次に掲げるもの
  - 二十九 関係法令及び保安規定の遵守に関する事項。
  - 三十 廃棄物管理施設の構造及び性能に関する事項。
  - 三十一 廃棄物管理施設の廃止措置に関する事項。
  - 三十二 放射線管理に関する事項。

- 六 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事項（あつて、次に掲げるもの）
- 一 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事項
  - 二 非常に講ずべき処置に関する事項
  - 三 その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関する事項
  - 四 七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事項
  - 五 八 排気監視設備及び排水監視設備に関する事項
  - 六 九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事項
  - 七 十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項
  - 八 十一 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関する事項
  - 九 十二 非常に講ずべき処置に関する事項
  - 十 十三 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関する事項
  - 十一 十四 廃棄物管理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事項
  - 十二 十五 廃棄物管理施設の施設管理に関する事項（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事項並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事項及び長期施設管理方針を含む。）
  - 十三 十六 廃棄物管理施設の定期的な評価に関する事項
  - 十四 十七 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者のとの共有に関する事項
  - 十五 十八 不適合（品質管理基準規則第一条第二項第一号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項
  - 十六 十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項
  - 十七 二十 廃止措置の管理に関する事項
  - 十八 二十一 その他廃棄物管理施設又は廃止措置に係る保安に関する事項
  - 十九 二十二 廃棄物管理施設の施設管理に関する事項
  - 二十 二十三 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者のとの共有に関する事項
  - 二十一 二十四 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項
  - 二十二 二十五 廃止措置の管理に関する事項
  - 二十三 二十六 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者のとの共有に関する事項
  - 二十四 二十七 廃棄物取扱主任者の選任等
  - 二十五 二十八 廃棄物取扱主任者の選任（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに行うものとする。
  - 二十六 二十九 廃棄物に係る品質マネジメントシステムに関する事項（手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項を含む。）
  - 二十七 三十 廃棄物に係る品質マネジメントシステムに関する事項（手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項を含む。）
  - 二十八 三十一 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行つて必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事項。
  - 二十九 三十二 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事項（次に掲げるものを除く。）
  - 三十 三十三 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する事項
  - 三十一 三十四 保安教育の内容に関する事項であつて次に掲げるもの
  - 三十二 三十五 関係法令及び保安規定の遵守に関する事項
  - 三十三 三十六 廃棄物管理施設の構造及び性能に関する事項
  - 三十四 三十七 廃棄物管理施設の廃止措置に関する事項
  - 三十五 三十八 放射線管理に関する事項

- 四 防護区域（第三十三条の三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関する事項。
- 五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関する事項。
- 六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関する事項。
- 七 情報システムセキュリティ計画に関する事項。
- 八 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関する事項。
- 九 非常の場合の対応に関する事項。
- 十 連絡体制の整備に関する事項。
- 十一 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関する事項。
- 十二 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関する事項。
- 十三 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び訓練に関する事項。
- 十四 廃棄物管理施設に係る緊急時対応計画に関する事項。
- 十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関する事項（第三十三条の三第二項二十四号（同条第三項及び第四項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。
- 十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関する事項。
- 十七 廃棄物管理施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関する事項。
- 十八 その他廃棄物管理施設に係る特定核燃料物質の防護に関する事項。
- 十九 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（廃棄物管理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。
- （核物質防護管理者の選任等）
- 第三十五条の三** 法第五十一条の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに行うものとする。
- 2 法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通（廃棄物管理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合は、正本一通及び写し二通）とする。
- （核物質防護管理者の要件）
- 第三十五条の四** 法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、次の各号に行うものとする。
- 一 廃棄物管理施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。
- 二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたこと。
- （廃止措置として行うべき事項）
- 第三十五条の五** 法第五十一条の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち廃棄物管理の事業に係るものは、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第二十六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。（廃止措置実施方針に定める事項）
- 第三十五条の五の二** 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 二 事業所の名称及び住所
- 三 廃止措置における品質マネジメントシステム
- 四 廃止措置の工程
- 五 廃止措置に係る品質マネジメントシステムの申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 既にその管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していることを明らかにする資料
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法及び性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

- 七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
- 八 廃止措置の実施体制に関する説明書
- 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- 十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一本とする。  
(廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第三十五条の七** 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項
- 四 変更の理由
- 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一本とする。  
(廃止措置計画に係る軽微な変更)
- 第三十五条の八** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、第三十五条の九 廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 2 法第五十一条の二十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第三十五条の九** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。
- 二 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 三 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。
- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第三十五条の十** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃棄物管理施設の解体の実施状況
- 四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況
- 五 核燃料物質等の廃棄の実施状況
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 核燃料物質による汚染の分布状況
- 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一本とする。  
(廃止措置の終了確認の基準)
- 第三十五条の十一** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 二 核燃料物質等の廃棄が終了していること。
- 三 第二十六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。
- 第三十五条の十二** 法第五十一条の二十六第一項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)は、第三十五条の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)
- 第三十五条の十三** 法第五十一条の二十六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。  
(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)
- 第三十五条の十四** 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)は、第三十五条の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第三十五条の十五** 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 2 法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた者(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第三十五条の十六** 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者(旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)を含む。次条及び第四十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。  
(指定に関する規定の準用)
- 第三十五条の十五の三** 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)、第二百二十七条から第三百三十三条までの規定は、第二十六条第五項の指定について準用する。
- 3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。
- 第三十五条の十五の三** 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)、第二百二十七条から第三百三十三条までの規定は、第二十六条第五項の指定について準用する。
- 2 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。
- 第三十五条の十六** 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者(旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)を含む。次条及び第四十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。  
(事故故障等の報告)
- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 廃棄物管理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災

若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。

四 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の中の放射性物質の濃度が第三十三条第四号の濃度限度を超えたとき。

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第三十三条第六号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中的放射性物質の濃度が第三十三条第六号の濃度限度を超えたとき。

七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。  
八 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 气体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超える、又は超えるおそれのあるとき。

十一 放射線業務従事者について第二十八条第一項第一号の線量限度を超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 前各号のほか、廃棄物管理施設に關し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 廃棄物管理施設に火災が起こり、又は廃棄物管理施設に延焼するおそれがある場合には、消

火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、

関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、廃棄物管理施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び汚染の除去を行ふこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

第三十七条から第三十九条まで 削除

（報告の徵収）

第四十条 廃棄物管理事業者は、事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、ガラス固化体の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十日までの期間について、その他

のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

四 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

（電磁的記録媒体による手続）

四十一条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第三十五条第三項の書類

二 第三十五条第三項の書類

三 前条第一項の報告書

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年七月二六日総理府令第四一号）抄

この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年一一月二二日総理府令第四八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年五月一九日総理府令第二四号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成元年五月二十六日）から施行する。

附 則（平成二年一一月二八日総理府令第五六号）抄

（施行期日）

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

3 この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月八日総理府令第一〇号）

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年五月二十五日総理府令第二七号）

この府令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成八年七月一二日総理府令第三九号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日総理府令第八号）

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附 則（平成一一年三月二九日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月三〇日総理府令第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一一月六日総理府令第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年四月一一日総理府令第五〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年七月一日)から施行する。

**第二条** この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年政令第百九十七号。以下「改正令」という。)による改正後の一部を改正する政令(平成十二年政令第百九十七号。以下「改正令」という。)による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第十六条の二第一号、第三号又は第四号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等(改正令による改正前の令第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等を除く。)に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法第五十五条の三第一項の規定の適用についての規定は、同項中「受け、これに合格した後でなければ」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに受けなければならず、同日を経過する前に不合格の通知を受けた場合にあつてはその日から再度の受検により合格の通知を受けるまでの間、平成十二年九月三十日を経過しても合格の通知がない場合にあつては同日から合格の通知を受けるまでの間は」とする。

**附 則** (平成二年六月一六日総理府令第六一號) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年一〇月一〇日総理府令第一一八号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成二年一二月二六日総理府令第一五一號)

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二八日経済産業省令第七七号)

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。ただし、第四十六条の次に一条を加える改正規定(第四十七条第五項第二号に係る部分に限る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年三月一七日経済産業省令第一一一号)

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年三月十七日)から施行する。

**附 則** (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月二二日経済産業省令第一一〇九号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一八号)  
(施行期日)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一〇九号)  
(施行期日)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一〇九号)  
(施行期日)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成十五年十月一日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に法第五十五条の十八第一項又は第二項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十五年十二月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第二十条第一項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

**附 則** (平成一七年一月二二日経済産業省令第一一〇七号)  
(施行期日)

**第一条** この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十四号)の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。ただし、第三十三条の二の改正規定(「第一条の二第三号」を「第二条第三号」に改める部分を除く。)及び第三十五条の二第二項の改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

**第二条** この省令の公布の際現に法第五十五条の二十三第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成十八年二月二十八日までに、この省令による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の二第一項の規定により核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**附 則** (平成一八年一二月二六日経済産業省令第一一九号)  
(施行期日)

この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令の施行の日(平成十九年一月一日)から施行する。

**附 則** (平成二〇年三月一八日経済産業省令第一四号)  
(施行期日)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第六条の二の改正規定、第二条中核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の九の改正規定、第三条中使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三の改正規定、第四条中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条の三の改正規定、第六条中核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条の二の改正規定(「第五十五条の十六第三項」を「第五十五条の十六第四項」に改める部分を除く。)、第八条中使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十六条の改正規定及び第九条中研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条の改正規定については、平成二十年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一二月一一日経済産業省令第八二号)  
(施行期日)

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十一年十二月一日)から施行する。

**附 則** (平成二〇年一二月一八日経済産業省令第八七号)  
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日から第一条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。

**第二条** (経過措置)

この省令の公布の際現に規制法第五十五条の十八第一項の規定により保安規定の認可を受けている同法第五十五条の七第一項の廃棄物管理条例事業者は、平成二十一年三月二日までに、この省令

第五条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理条例に関する規則第三十四条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**附 則** (平成二一年三月三一日経済産業省令第一一八号)  
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二一年三月三一日経済産業省令第一一八号)  
(施行期日)

この省令は、平成二十一年三月三日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則（以下「新製鍊規則」という。）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日のいづれか早い日までの間は、新製鍊規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けているものとみなす。前項の規定は、この省令の施行の際現にこの省令第二条の規定による改正前の核燃料物質の加

工の事業に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第三条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第四条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第五条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十三条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第六条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第七条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第二十七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第八条の規定による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五条第五項の規定に基づき指定を受けている者及びこの省令第九条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四条第五項の規定に基づき指定を受けている者について準用する。

**附 則**（平成二十二年二月二六日経済産業省令第四四号）  
この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月二九日経済産業省令第二一一号）

1 (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条の二第二項、第十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の

二十五第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定により核物質防護規定

鍊の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という）第六条の第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第一号及び第五号並びに第一條の規定による改正後の該燃料物質の加工の事業

関する規則（以下「新加工規則」という。）第七条の九第二項第七号、第九号及び第十五号並び

に同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運行等に関する規則（以下「新規則」といふ。）第二十五条第一項及び第二条第一項

轉等に関する規則（以下「新実用規則」という）第十五条の二第一項第七号及び第十九号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の

用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三十五条第

二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第五条の規定による改正後の使用皆然料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新貯蔵規則」という。）第三十六条第二項第二号

毎月消燃料の貯蔵の事業に関する規則(以下「新規則」といふ)第三十一条第二項第十一号及び第十五号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六条の規定による改正後の使用済燃料

の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十六条の三第一項第七号、第

九号及び第十七号並びに同条第三項第一号及び第六号並びに第七条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物理設の事業に関する規則（以下「新第

（種埋設規則」という。）第六十二条第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第

五号並びに第八条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二重送達物取扱い事務二課十<sup>一</sup>見川(从二、<sup>一</sup>「所第二重送達物取扱い事務二課十<sup>一</sup>見川」)第一二七〇三第三二項第

種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種埋設規則」という）第十九条の三第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九条の規定による改正後の核燃料

物資又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管

理規則」という。第三十三條の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年六月二十八日までに法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定

する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

この省令の施行の際現に法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二第五第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者については、新製鍊規則第六条の二第二項第三号、第五号及び第十七号並びに新加工規則第七条の九第二項第三号、第十六号及び第十八号並びに同条第三項第三号並びに新第一種埋設規則第六十二条第一項第三号、第十五号及び第十七号並びに新実用炉規則第十五条の二第二項第十四号、第十九号及び第二十一号並びに新研究炉規則第三十五条第二項第三号、第十四号、第十九号及び第二十一号並びに新貯蔵規則第三十六条第二項第三号、第十六号及び第十八号並びに新加工規則第十六条の三第二項第三号、第十八号及び第二十号並びに同条第三項第三号並びに新第一種埋設規則第六十二条第一項第三号、第十五号及び第十七号並びに新第二種埋設規則第十九条の三第二項第三号、第十五号及び第十七号並びに新廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第三号、第十五号及び第十七号の規定はこの省令の施行の日から一年間に新製鍊規則第六条の二第二項第十八号並びに新再処理規則第十八条号及び第二十号並びに同条第三項第三号並びに新第一種埋設規則第六十二条第一項第三号、第十五号及び第十七号並びに新貯蔵規則第三十五条第二項第十五号、第十六号及び第二十二号並びに新貯蔵規則第三十六条第二項第十四号、第十五号及び第十七号並びに新再処理規則第十六条の三第二項第十四号、第十五号及び第十七号並びに新第一種埋設規則第六十二条第一項第十八号並びに新第二種埋設規則第十九条の三第二項第十八号並びに新廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第十八号の規定は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十七日までに、法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十四条の二第一項、第五十条の三第一項又は第五十五条の二十三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

**附 則**（平成二十四年九月四日経済産業省令第六八号）

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

**附 則**（平成二十五年三月一九日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）

**第一条** この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

**附 則**（平成二十五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

**第一条** この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十一月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

**第十八条** この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十条の二第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第五十一条による廃棄物管理の事業の許可を受けている者（以下「廃棄物管理事業者」という。）は、施行日から起算して三年を経過する日までに第十六条による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理事業規則」という。）第三十三条の二第一項に規定する措置を講じなければならない。

**第十九条** この規則の施行の際現に廃棄物管理事業者であつて、設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の十八第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理 第四十条第一項	別記様式第一
核燃料物質又は核燃料物質の貯蔵の事業に関する規則	第四百三十二条第一項 様式第二
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第四百三十三条第一項 第二号
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第四百三十四条第一項 第二号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則	第四百三十五条第一項 第二号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物第九十一条第一項	別記様式第二
前項の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる規則によりおなづ前の例による。	第四百三十六条第一項 第二号
この規則は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新廃棄物管理条例事業規則第二十六条、第三十条の二及び第三十四条第一項第十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。	別記様式第三
附 則 (平成二十六年二月二十八日原子力規制委員会規則第一号)	抄
(施行期日) 第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。	
(経過措置) 第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。	
附 則 (平成二七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号)	この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号)	
(施行期日) 第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十三年十月一日)から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。	
(経過措置) 第二条 この規則は、当該規定の施行前に改正前のそれぞれの規則に於ける行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。	
附 則 (平成二〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号)	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年八月二二日原子力規制委員会規則第八号)	
(施行期日) 第一条 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。	
(経過措置) 第二条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して一年を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定にかかるず、なお従前の例による。	
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第十八条第一項	別記様式第二
核燃料物質の使用等に関する規則 第七条第一項	別記様式第一
核燃料物質の加工の事業に関する規則 第十条第一項	別記様式第一
核燃料物質の再処理の事業に関する規則 第二十二条第一項	別記様式第一
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第百三十六条第一項	別記様式第一
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物 第二十七条第一項	別記様式第五
物理設の事業に関する規則	

核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、第三条第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる規定による措置を講じて行うこととされる証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十四条の三第二項 第二十二条第一項 第十九号	第十四条の三第二項 第二十二条第一項 第十三号	第十四条の三第二項 第二十二条第一項 第十三号
核燃料物質の使用等に関する規則	第二項第五号イ	第二項第五号イ	第二項第五号イ
核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第六条の二第二項 第五号イ	第六条の二第二項 第二十二号	第六条の二第二項 第二十三号
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第七条の九第二項 第五号イ	第七条の九第二項 二十三号	第七条の九第二項 二十四号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第十九条の三第二項 第五号イ	第十九条の三第二項 第二十二号	第十九条の三第二項 第二十三号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第三十二条の三第三項 第五号イ	第三十三条の三第二項 第二十二号	第三十三条の三第一項 第二十三号
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第三十六条第二項 第六十二条第二項 第五号イ	第三十六条第二項 二十三号	第三十六条第二項 二十四号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第六十二条第二項 二十二号	第六十二条第二項 二十三号	第六十二条第二項 二十三号

「炉施設」という。)について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期(施行日の前日において施設定期検査を受けている場合にあっては、施行日から十二月を超えない時期)に行うものとする。

3 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条の「第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている試験研究用等原子炉施設(新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。)については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第五条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第八条第四項において「令」という。)第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉(以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。)に係るものに限る)であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査(旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。)が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第六条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第八条第四項において「令」という。)第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉(以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。)に係るものに限る)であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査(旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。)が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

2 附則第三条第三項又は第四条の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第三条の十二第二項の規定(同条第一項に規定するときに係るものに限る)、新加工規則第三条の十三第二項の規定(同条第一項に規定するときに係るものに限る)、新再処理規則第七条の十二の二第二項の規定(同条第一項に規定するときに係るものに限る)、新廃棄物管理規則第十六条第二項の規定(同条第一項に規定するときに係るものに限る)は、適用しない。

第七条 施行日前に旧法第二十二条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、四十七、五十五条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉規則第六条第一項、旧再処理規則第三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十六条第一項、旧核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十二までの規定にかかる限り、なお従前の例による。

第十条 施行日前に旧加工規則第七条の八の二第一項第一号、旧再処理規則第十六条の二第一項第一号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第一号の規定により行われた評価は、それぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七条の八の二第一項第二号、旧再処理規則第十六条の二第一項第二号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第二号の規定により策定された計画は、それぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項、新廃棄物管理規則第二十九条の二第二項の規定により策定された方針と、旧試験炉規則第十四条の二第二項の規定により行われた評価及び当該評価に基づき策定された計画は、それぞれ新試験炉規則第九条の二第二項の規定により行われた評価及び当該評価に基づき策定された方針と、旧再処理規則第十四条の二第二項の規定により行われた評価及び当該評価に基づき策定された計画は、それぞれ新試験炉規則第九条の二第二項の規定により行われた評価及び当該評価に基づき策定された方針とみなす。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 から十五まで 略

十六 旧廃棄物管理規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十七 新廃棄物管理規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「次の改定の後三年間」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「次の改定の後三年間」とあるのは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号)第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項(研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る)、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工規則第七条の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研究開発規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二までの規定にかかるらず、なお従前の例による。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 から十五まで 略

十六 旧廃棄物管理規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十七 新廃棄物管理規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「次の改定の後三年間」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「次の改定の後三年間」とあるのは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号)第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

十八から二十まで 略

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

附 則 (令和四年三月三十日原子力規制委員会規則第二号)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一百三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一百二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告についてはなお従前の例による。

### 附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1 (第40条関係) (平30原子規6・全改・一部改正、令元原子規2・令元原子規3・一部改正)

(第40条関係)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第40条第1項の規定により次のとおり報告します。

事 業 所	名 称	所 在 地

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別の濃度の3月間にについての平均値

(単位: Bq/cd)

測定の箇所等	前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	放射性 Cs	放射性 Ru	放射性 Ar	放射性 Co
排気監視装置				
排気監視装置				
排気監視装置				
濃度管理目標値				

② 放射性物質の濃度の3月間にについての平均値及び最高値

(単位: Bq/cd)

測定の箇所	前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	平均 値	最高 値(注2)	平均 値	最高 値(注2)
排気監視装置				
排気監視装置				
排気監視装置				

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値  
(単位: Bq/cm<sup>3</sup>)

測定の箇所等	種類		前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	放射性 Cs	放射性 Ru	<sup>60</sup> Co	放射性 Cs	放射性 Ru	<sup>60</sup> Co
排水 水槽 監視 又設 は備						
濃度管理目標値						

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値  
(単位: Bq/cm<sup>3</sup>)

測定の箇所	濃度		前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	平均値	最高値(注2)	平均値	最高値(注2)	平均値	最高値
排水 水槽 監視 又設 は備						

## ③ 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等(注3)

量	放射性廃棄物 の種類	低レベル液体廃 棄物 (m <sup>3</sup> )		低レベル固体廃棄物	
		ドラム缶 (本)	その他 (本相当)	ドラム缶 (本)	その他 (本相当)
前年度末保管量					
うち受入量					
当該年度の発生量					
うち受入量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					

うち受入量			
保管設備容量			

## (4) ガラス固化体の保管量等

(単位: 本)

	高レベル放射性廃 棄物 (ガラス固化体)	低レベル放射性廃 棄物 (ガラス固化体)	低レベル放射性廃 棄物 (固形物収納体)
	受入本数	受入累積本数	保管設備容量
受入本数			
受入累積本数			
保管設備容量			

## 2 放射線業務従事者の線量分布(注4)

## (1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線 業務従事者	線量分布(人)				
	0.1 mSv 以下	0.1 mSv を超える 1 mSv以下	1 mSvを 超える 2 mSv以下	2 mSvを 超える 5 mSv以下	5 mSvを 超える 10 mSv以下
職員					
その他					
合計					

放射線 業務従事者	線量分布(人)				
	10 mSvを 超える 15 mSv以下	15 mSvを 超える 20 mSv以下	20 mSvを 超える 25 mSv以下	25 mSvを 超える 30 mSv以下	30 mSvを 超える 35 mSv以下
職員					
その他					
合計					

放射線 業務従事者	線量分布(人)				
	35 mSvを 超える 40 mSv以下	40 mSvを 超える 45 mSv以下	45 mSvを 超える 50 mSv以下	50 mSvを 超えるも の	合計
職員					

その他			
合計			

総量 放射線 業務従事者	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職員			
その他			
合計			

② 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者	総量	線量分布 (人)			
		0.1 mSv 以下	0.1 mSv を超えるも の	1 mSvを 超え1 mSv以下	1 mSvを 超え2 mSv以下
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

放射線 業務従事者	総量	線量分布 (人)			総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5 mSv を超えるも の	合計	5 mSv を超えるも の			
前半の3月間 (月～月)	職員						
	その他						
	合計						
後半の3月間 (月～月)	職員						
	その他						
	合計						

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」及び「液体状の放

#### 射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度について

① 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

② 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。

③ 記載する数値は、有効数字2桁、指數表示すること。

④ 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

⑤ ①②及び③の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。

3 「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

① 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

② 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

③ ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

④ 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固型化して処理している場合、固化的前の液液については除くこと。

⑤ 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄物又は廃液の量を記載すること。

⑥ 廃止措置に伴つて発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物について

は、括弧書（内数）で記載することと併せて、解体後一時保管されている

解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」とあると廃棄物管理事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合

は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

4 「放射線業務従事者の線量分布」について

① 「職員」とは、廃棄物管理事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

- (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。  
 (3) 同一人が2人以上の請負業者にまたがつて作業する場合は、1人として算出すること。  
 (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。  
 (5) 2(i)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。  
 その他  
 (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「—」と記載するか当該欄を削除すること。  
 (2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第2（第41条関係）（平11認第令15・通58、平12認第令116・平20規基令96・平30原子  
核2・令元原子炉2・令元原子炉3・一部改正、令2原子炉12・別記様式第2修正・一部改  
正）

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の収集物管理の事業に関する規則）第一条第一項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載とともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。